

心の健康相談のお知らせ

心の病気では
ないかと
悩んでいる

お年寄りの
物忘れが
ひどくなってきた

家族が酒を
のんで
暴力をふるう

こどもが
学校へ
行けない

ひとりで
悩んで
いませんか？

夜、眠られずに
困っている

このような悩みに専門医(精神科医)が相談
に応じます。料金はかかりません。
相談はご本人でもご家族でもかまいません。

相談は個別に行います
ので、プライバシーは
厳守されます。

申込締切
6月17日

※不明な点は気軽に
お問い合わせください。

- と き 平成16年6月21日(月)
午後1:30~3:30(予約制)
- ところ 幌延町保健センターYOU優
申し込まれた方は後日時間調整をさせていただきます。
- 申込先 幌延町保健センター保健指導係
(☎5-1790) または留萌保健福祉
事務所天塩支所(☎2-1179)
※どちらに申し込まれてもかまいません。

児童手当制度について

●児童手当制度の目的

児童手当制度とは、児童を養育
している方に手当を支給すること
により家庭における生活の安定に
寄与するとともに、次代の社会を
担う児童の健全な育成及び資質の
向上に資することを目的としてい
ます。

▼支給額

第1子及び第2子
5,000円(月額)
第3子以降

▼支払時期

原則として、毎年2
月、6月、10月に、
それぞれ前4ヵ月分
が支払われます。

●児童手当を受給するための...

児童手当を受給するためには、
認定請求書を、役場町民課福祉住
民係に提出する必要があります。
原則として、請求のあった翌月か
ら手当が支給されます。

▼申請する際の必要書類

- ・年金手帳
- ・健康保険被保険者証等の写し
(申請者が厚生年金加入者等

の場合)

- ・所得
証明書

- ・(その年の1月1日現在、幌
延町に住所がなかった場合)
- ・振込先の口座番号が分かるもの
印鑑



●支給対象児童が増えたとき...

現に児童手当を受給されている
方で、あらたに支給対象児童が増
えた場合(新生児誕生等)は、額改
定認定請求書を提出しなければ増
額されませんのでご注意ください。

支給対象者のみなさま!
毎年6月末まで
現況届を忘れずに...

児童手当を受給されている方
は、毎年6月に現況届を提出し
なければ6月分以降の手当が支
給されませんので忘れずに提出
してください。

【お問い合わせ】

役場町民課福祉住民係

☎5-1111 (内線158)